

## 保健所の思春期精神保健相談

研究報告 大脇 照子<sup>1)</sup>

研究協力者 井口 ちよ<sup>2)</sup>, 鳥谷 邦子<sup>3)</sup>

### 要約:

昭和39年3月精神障害者によるライシャワー大使事件が発生し、彼らへの対応が社会問題化した。昭和40年6月法改正<sup>4)</sup>により、厚生省では重点施策に精神衛生対策（昭和63年法改正により精神保健対策となる）があげられた。東京都の保健所（以下HC）においても、昭和44年度より法施行第6条に基づく講習会<sup>5)</sup>が実施されるようになった。資格取得者が年々増え、精神保健の知識と技術がプラスされ、保健婦は精神保健活動により積極的に取り組んでいる。世田谷区（以下当区）においては、その活動の一環として思春期保健活動を行っている。

見出し語：保健婦活動、保健所の役割、関係機関連絡（特に学校）

- 
- 1) おおわき てるこ 東京都世田谷区玉川保健所  
保健指導係長  
[〒158 東京都世田谷区等々力4-19-18]
  - 2) いのくち ちよ 玉川保健所保健予防課長
  - 3) とりたに くにこ " " 保健指導係
  - 4) 法とは、精神保健法をさす
  - 5) 講習会とは、精神保健相談員資格取得講習会をさす

**研究目的：**

当区では昭和57年度より砧H.C.烏山保健相談所（以下相談所）に、都内唯一の思春期保健相談室を開設した。以降昭和60年度には、玉川H.C.で当区2番目の同相談室を開設し、両者とも思春期保健相談員と保健婦による相談を行ってきた。相談室開設当時は、無月経・月経不順等体の問題として浮かび上がってきたが、最近の傾向では、心の問題へと相談内容が変わってきた。したがって専門医による相談が要求され、平成2年度より、予算化され、思春期保健相談室から思春期精神保健相談へと移行された。ここに事業の概要を報告し、保健所における思春期保健活動の役割と課題について検討してみる

**研究方法：**

当区における思春期保健活動の取り組みについて報告する。

**1. 思春期保健相談室開設の経過**

**烏山保健相談所思春期保健相談室開設**

相談所は昭和45年都内で初めて、主に母子保健サービスのセンターとして発足した。しかし業務遂行して行く中であらゆる対人保健サービスが要求され、それらに対応せざるを得なくなった。

昭和55年度より当区では健康づくり事業が開始され、胎児期、小児期、思春期、成熟期、老年期の各分野に合わせて、健康増進、疾病予防のための教室を開催することになった。こうした中で思春期健康教室終了後、定期的に相談日を開設して欲しいという声が出された。さらに日々の電話相談（性に対する不安、悩み、驚き、親の更年期の諸問題）、家庭内暴力でゆきづまり相談に来所する母親の増加など、日毎に高まるニーズを確実に受けとめ、昭和57年4月に思春期保健相談開設となった。ちょうど相談所発足時出生した乳児も13歳となり、まさに思春

期を迎えていた。

昭和57年度の相談数は実数29件、内訳は男女9女20件で年齢別では15～19歳が半数を越えていた。主訴別・症状別は表1の通りである。支援される側とする側双方の信頼関係成立による家族への継続的支援は母の対応を変化させ、7年間 無月経だった娘に月経を再来させ結婚に至った 事例もある。

その後昭和60年度より玉川H.C.で開設となった（後記）。これにより当区では思春期相談を標榜したH.C.は2カ所となった。他のH.C.では精神保健相談日、酒害相談日、あるいはディケアでの医師を活用し同相談を受けている。

表1 主訴別・症状別状況（注：主訴別は別表、相談員自数を示す）

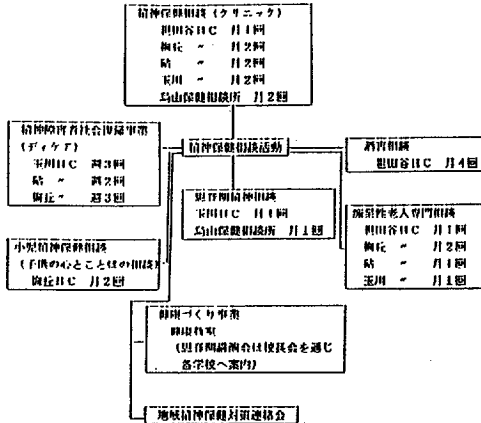
主訴	無月経	月経不順	月経痛	赤白帯	性被害	過剰	不妊	自傷	他害	小児	その他	合計
計	29	12	3	6	3	5	2	1	1	1	7	29
無月経	5											5
月経不順	14											14
月経痛		2										2
赤白帯		2										2
性被害					1							1
過剰						1						1
不妊							1					1
自傷								1				1
他害									1			1
小児										1		1
その他											7	7

(昭和57年度烏山保健相談所)

**2. H.C.での位置付け**

当区の思春期保健相談は、精神保健事業の一つである。この事業は精神保健相談、痴呆性老人専門相談、酒害相談、ディケアが含まれている。さらに「集」の活用として、講演会や地域リーダーのための学習会などが健康教室の一つとして位置付けられている。図1参照

図1. 川田谷区における精神保健事業



### 3. 玉川保健所における思春期保健相談事業

#### 1) 専門相談

##### 思春期保健相談

昭和60年2月、保健婦連絡会で当専門相談開設の提案がなされた。思春期本人および保護者の相談の場として、また学習会や親のグループの育成など、さらに関係機関、特に学校養護教諭部会との連携を行っていききたいなどの声が上がった。

同年4月に母親を対象とした学習会をスタートし、その後9月に月一回の専門相談を開設するに至った。専門相談には、相談所向様曾根トシ先生の協力を得た。

月一回、午後1時～4時、予約制で一回の相談は3名までとした。対象は本人および保護者家族らとし、周知は区報、チラシ、ポスターで行い、その他のHCに他の相談来所時の区民には積極的に事業紹介をした。

保健婦がすでに関わっている事例の中から思春期問題を感じて相談に繋げてゆくなどとして広めていった。

当日の相談は保健婦と相談員で行い、保健婦の役割は相談室の準備、事後処理などもあるが最も大切なものは相談者のフォロー、相談員と

のミーティング、地区担当保健婦への連絡調整である。平成元年度相談内訳は表2～4の通りである。

表2 来談者の内訳(延数) (平成元年度玉川保健所)

	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	総数
本人	1	3	5	3	4	16
母	1			13		38
父		12	12	2	2	4
妻	1		1			2
その他		1	2	2		5
総数	3	16	20	20	6	65

\*その他は保健婦、学校カウンセラー、母子寮の職員

表3 相談内容(延数) (平成元年度玉川保健所)

	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	総数
無月経、生理不順	1		3	2	2	8
性(器)にたいする悩み		1	2	1		4
心理不安、登校拒否		7	3	2		12
暴言・暴力、生活態度	1			2		3
過食、拒食	1	5	5	7		18
その他		3	5	1	2	11*
総数	3	16	18	15	4	56

\*夜尿のこと、毛深い、乳房のしこりが心配、母子寮の性教育について、不妊、朝晩吐瀉、方引、自己嫌悪など

#### 思春期精神保健相談

開設に当たり、実施要綱(資料1)、事業計画(資料2)は業務担当者を中心に保健婦業務研究会で検討し、実施に向けて準備した。尚、平成2年度の相談ケースは表4の通りである。

#### 2) 保健婦による電話相談

保健婦は地域にあって個人もしくは家族に対して保健指導を行っている。その一つに電話相談がある。いつでもどこでも即相談ができるが



資料 1

思春期精神保健相談クリニック実施要領

世田谷区玉川保健所

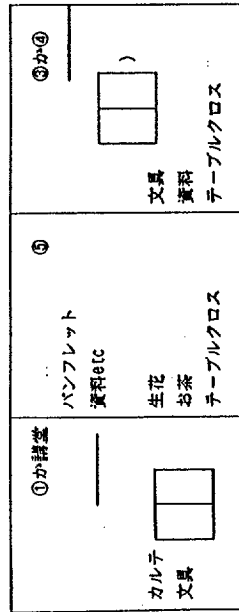
1. 流れ

1. 予約
  - \* 予約台帳に必要事項を記入する。
  - \* カルテを作成し予約時の相談内容を記載する。
  - \* 予約を受けたら地区担当保健婦及び兼務担当保健婦に連絡する
  - \* 相談日まで期日が長い場合は地区担当保健婦がフォローする。
  - \* 予約は原則として3名までとする。
  - \* \*できるだけ早い時間から入れていく。
  - \* \*新ケースは原則として1時に予約する。
2. 予約
  - \* 原則として地区担当保健婦が予約をとる。
  - \* 相談の目的・内容を明確にする。
  - \* カルテのフェェイスシートに沿ってインテイク面接をする。
3. 相談
  - \* 担当医・地区担当保健婦・兼務担当保健婦が予約に沿って相談を受ける。
4. カンファレンス
  - \* 相談の状況をよりかえり、今後の支援計画について確認しあう。
  - \* 予約のない時間には保健婦のケース対応についての相談を行う。
  - \* ケースの経過等の報告を行う。

5. Open room

クリニック開設日のPM 1～3は⑤室をOpen room として活用する。  
相談者同士の話ができるように心掛ける。

2. 部屋の配置・必要物品



1F①室 案内板、文具

②室 レターケース：干置のカルテ、2号用紙、memo、資料etc  
バンフレット

2F7アライニング：予約台帳、カルテ

3. 人の配置と役割

a. 専門医

- 1 相談者に応じてカウンセリング・助言・診断等を行い、問題解決又は不安の軽減につながる方向性を見出す。
- 2 地区活動が効果的に為されるよう保健婦にむすびつける。
- 3 予約のない場合には保健婦のケース対応についての相談をうける

b. 兼務担当保健婦

- 1 ファイリング・ボックスから予約台帳・予約カルテを合せて持出す
- 2 予約室・相談室の準備をする \* 各部屋に案内板を掲示する
- 3 相談者が来所したら、地区担当保健婦に連絡し予約を取る時間を確保する
  - \* 地区担当不在時には予約を取る
- 4 医師へ予約時の状況を伝え、相談の準備をする
- 5 医師・地区担当保健婦とともに相談の場づくりに協力する
  - \* 地区担当保健婦とともに事後のフォローの適否を判断する。

6 来所者の時間・空間的な調整をする

\* Open room の雰囲気づくりをする

7 相談後のカンファレンスを設定する

\* 相談者の目的が果たされたか、方針・見通しがつけられたかを確認する

8 前回の相談者の動向などを得られた情報を交換する

\* 医師の発等および勤務表への押印も一応確認する

c. 地区担当保健婦

- 1 予約をとる
- 2 相談に同席する
  - \* 予約に沿った相談ができるよう配慮する
  - \* 援助の方向・必要度の判断をする
- 3 カンファレンスに参加し、判断した事項を確認する
- 4 ケースの経過等を報告する
  - \* 必要時はケース対応についての相談をする

4. 事後処理

- 1 台帳に相談の経過を簡単に記入する
- 2 業務内容の検討のため、報告書に準じた統計をとる
- 3 来所数を日計表に記入する
- 4 カルテの記録を点検し、地区担当又は課長へ渡す

平成2年度 思春期保健相談 事業計画 世田谷区玉川保健所

事業目標	具体的な対策	実施	評価・課題
1 クリニックのスムーズな運営	①相談記録の整備 ②専門医師、クリニック担当保健師と地区担当保健師との協働ができるよう配慮する。 ・相談終了後、当日参加者でカンファレンスを実施していく。		
2 クリニックをスタッフ内に定着させる	①連絡会にて運営状況を報告していく。 ②連絡会にて簡単な事例紹介をしていく。		
3 P.R活動も含め関係職種との連携を深めていく	①小学校の養護教諭との連携を深める。 (できれば中学校も) ②その他教育相談室、区の施設へもP.Rしていく。		
4 思春期保健の普及・啓蒙	①年2回の講演会を実施し、区民の健康意識を高めて行く。		
5 今後のグループ活動に向けて検討していく。	①待合い室の充実 ②相談家族の家族会の発足に向けて検討していく。		

その反面、相手の表情が見えず保健婦の気持ちも理解してもらいにくいいため、ややもすると保健婦自身の価値観で判断したり、時には説教となってしまう欠点もある。また電話で遊ばれてしまうこともあり、まじめな相談かどうかの判断を必要とする。

電話相談の限界は、相手が解ったかどうかが当方に解らないということである。そのためにも一回の相談で終了させず、できるだけ所内の面接相談へとつなげている。初回は家族であっても関わるうちで本人と出会えるよう努力している。

### 3) 面接相談

相談日以外にも本人および家族が直接H.C.に来所し保健婦の面接を受ける。直接対面しながらも真の問題や訴えがとらえにくく、言葉の奥に隠された感情を理解しながら、1例ずつ大切に取り組んでいる。

電話相談同様一回の面接で終了することなく他の相談日を活用したり、相談者の希望を取り入れながら場所、時間、他の面接者などを考えいつでも面接相談ができるようにしている。

### 4) 家庭訪問

保健婦の特徴的活動として家庭訪問がある。生活の場に出向くことでseeとlookの情報が加わり、真の問題が更に浮き彫りになってくる。

初回訪問は調査にならぬよう、相談者と保健婦の信頼関係の成立を軸に進めている。平成元年度地区活動の中で思春期関係は全精神、309事例中約1割強である。相談内容は男女とも20代が多く、登校拒否、暴力、シンナー中毒、受験をきっかけにこだわりから抜け出せない、万引、対人恐怖、“心”の問題としてあがっている。

### 5) 健康教室の中の思春期保健

思春期の子をもつ保護者に対して、性の理解

思春期の諸問題への対応を考えるため、年一回講演会を行っている。開催時期は夏休み前や春休み前をチャンスと考え実施している。テーマには思春期のからだところの問題ばかりではなく、更年期も含めた心身の問題をも取り組んできた。

開催前には、直接学校長会へ出向き事業の紹介をさせてもらっている。その後学校訪問し、養護教諭との対面により、地区担当保健婦の紹介や、健康教室のチラシ配布（保護者へ配布してもらう）によりPR活動を行っている。

### 6) P.T.A活動の参加

思春期は親の諸問題と裏腹でもある。P.T.Aの講演会や、P.T.A役員とのインタビューなどは積極的に受けている。

これらの活動を通して、H.C.の思春期相談の現状を紹介したり、今学校で何が起きているのか、子ども達のさまざまな行動や、問題を生でとらえる貴重な情報源となっている。

そしてまた思春期の生き方は、親や家族の影響が大きく、より健康な家族への支援の場としても大切にしている。

考察および課題：

当区で思春期保健相談室を開設してから、玉川H.C.では4年、相談所では7年経過した。開設当時は相談のない月もあったが、講演会や他の相談から引き続き相談につながったものや、福祉事務所など関係機関からの紹介でつながったものなどがあつた。平成2年度より思春期精神保健相談へと切り換えることとなった。事業の考察をし、今後の課題を探ってみる。

#### 1. 相談内容の推移

相談所で開設当時の問題は月経などからだの問題として浮かび上がってきたが、現在関わっている事例はほとんどが心の問題である。主訴が体から心へと変わっている。また性そのもの

だけの問題は、その特性から来所して相談する人は年々減っている。

## 2. 相談者が母であること

母親の相談が圧倒的に多く、したがって母自身の更年期の問題や、夫との関係などが相談の中でクローズアップされてくる。得た助言で母が変わり家族が変わり本人が変わる流れが生まれる。家族全体の問題としてとらえる意味を再認識している。

今後は親同志が話し合えるグループ活動も考えていきたい。

## 3. 月一回の相談日

区報を見て電話予約をし来所する事例は少ない。したがって相談直後の予約となるとちょうど1カ月待ちとなり、地区担当保健婦が対応せざるを得ない。したがって精神保健相談日や、ディケア担当医も同相談としている。

## 4. 開設時間の問題

開設時間は午後1時～4時である。病院とは違って気軽に相談できるというものの、この時間帯の中で本人や家族がどの位利用できるのかである。

かつて児童生徒は1日の1/6を学校で過ごし生活の基盤は家庭であった。しかし今日では放課後は塾、習い事などで費やされ、また、クラブ活動などで、HCでの開設時間帯には極めて参加しにくい状況となってきた。

一方、母親は社会への進出が高まり、当区立保育園、幼稚園児の母親の有職率は約60%でしかもその2/3は勤め人である。なお子どもが成長するにつれこの率は急増し、第一子が高校生ともなると71%の母親が働いている（平成元年7月調査）。これらのことから本人も母親もHCでは相談できにくい状態となっている。

思春期相談のみならず、従来の8:30～5:15分労働体制は、公人として、仕事への基本姿勢と合わせて検討されるべく課題である（私見）。

## 5. 思春期の子ども達と保健所

母親の就労状況からして、HCでの事業には大変参加しにくくなっているため、母親が子ども達の問題をだれに相談しているのか問うと80%が夫と祖母で、専門家の相談はわずか6%であった（平成元年7月現在）。

一方、相談者はHCの場合、高校生が一番多いが、これは本人が自分の問題を具体化できることや、家族にも問題がみえてくるためと考える。T中学校PTAのアンケートのよると「反抗期でどう乗り切れたか」の問いの対して、自分で努力したり、自然に乗り切ったが90%であった。このことからこの世代の子ども達が、HCを訪れることはほとんどない。

## 6. 関係機関、特に学校との連携

現在HCでは妊産婦、新生児、乳・幼児、思春期、成人、老人と各期に対して「保健」を基盤とした実践的保健サービスに取り組んでいるこれらの活動は、HC単一のみならず、医療、福祉、教育などと有機的連携を軸に進められてこそ、果せえる課題と考える。特に学校とは組織の違いによる諸問題はあるものの「業務上知り得た秘密の保持」を厳守しながらも、総合理解の立場から活動の末端の部分でお互いの力を活用し、積極的に取り組む責任がある。地区活動の中での事例を二つほど紹介する。

①O小学校教頭がアルコール依存症の理解のため（登校拒否の生徒の父親がそれであった）数日にわたり保健婦とコミュニケーションをとり専門書を貸し出しする等関わる中で問題の共有をし、お互いの立場を尊重、理解しあい解決へとつながりつつある。

②HCでの思春期講演会にF中学校長自ら参加され、中学生の理解をより深めていかれる。以上各個人の努力である。

しかし、この努力は継続しにくい。一方、最近では保健婦が学校へ出向くことはまず少ないすべてのケースが連携を持つ必要はないと思うが、学校とHCの距離をもう少しちぢめたい。

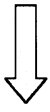


## 7. その他

昭和45年相談所開設当時、当区の出生数は、14,902人であった。平成元年1月現在では6367人と激減し、少産少死型となった。一方、65歳以上高齢人口は11.0%となり、高齢化社会へと突入してきた。この高齢化を支えるためには、ますます健康で、たくましく人間性豊かなる21世紀を担う青少年の健全育成が求められてくる

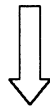
### 文献

- 1)思春期保健学, 松本清一編集, 同文書院, 第1版, 1982
- 2)大脇照子, 他: 思春期保健相談室を開設して 東京都衛生局学会誌 No. 71~346
- 3)世田谷区世田谷区政概要 ('90年版)
- 4)世田谷区衛生部・保健所保健衛生事業概要 (平成2年版)
- 5)世田谷区婦人児童部婦人青少年課: 女性の就労と子育てに関する意識調査 (平成元年7月実施)
- 6)大脇照子, 周産期医学 5, 1990. 5



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:

昭和 39 年 3 月精神障害者によるライシャワー大使事件が発生し、彼らへの対応が社会問題化した。昭和 40 年 6 月法改正により、厚生省では重点施策に精神衛生対策(昭和 63 年法改正により精神保健対策となる)があげられた。東京都の保健所(以下 HC)においても、昭和 44 年度より法施行第 6 条に基づく講習会が実施されるようになった。資格取得者が年々増え、精神保健の知識と技術がプラスされ、保健婦は精神保健活動により積極的に取り組んでいる。世田谷区(以下当区)においては、その活動の一環として思春期保健活動を行っている。